第3回 企業組織再編の会計



(その必要性と効果)

会計と経営のブラッシュアップ 平成 24 年 10 月 15 日 山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論 I II 佐藤信彦外著 H23 年 4 月中央経済社発行) (ゼミナール現代会計入門第 9 版 伊藤邦雄著 H24.3 日本経済新聞社発行)

世界規模での企業の再編が行われている。これを支える会計の役割とは、

I.企業組織再編の会計

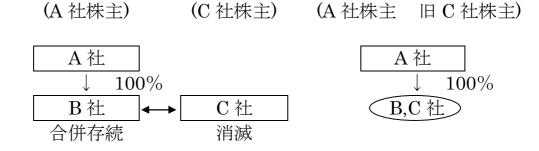
企業結合・・・事業購入時的な会計 事業分離・・・事業売却時的な会計

1. 産業構造に対応する企業行動の変化

情報通信産業(IT)の発展は産業構造を大きく変化させるとともに、広域化する企業競争に対応するための企業行動に大きな影響を与えている。企業間競争は事業の競争を超えて、国内の主導権(事業支配)から世界の主導権(事業支配)を求める企業結合と事業分離等の組織再編競争に及んでいる観がある。

- (1) 広域化する事業領域での成長機会の実現のための業界再編
- (2) 三角合併(合併対価の柔軟化の改正による買収の容易化)

外国企業による**株式交換**を通じた日本企業の買収に想定される手法。 吸収合併において、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式ではなく、存 続会社の(外国)**親会社の株式を対価**として交付することができる。



本レジュメはブラッシュアップ日迄にホームページに up してあります

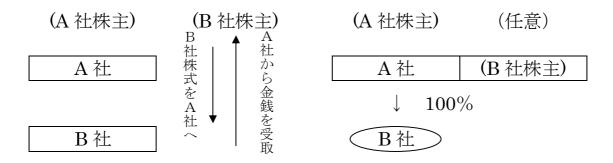
2. 企業買収売却(再編)の6つのタイプ

企業買収には株式を買う方法と事業そのものを買う方法の2つがある。

株式を買う方法は被買収会社の法人格を残したまま買収する方法である。

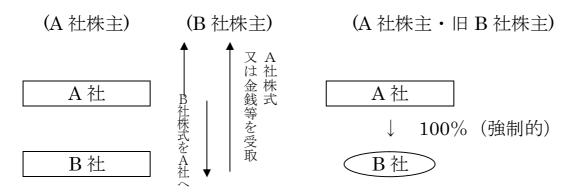
(1)株式取得

B社の株式をA社が現金で購入する。



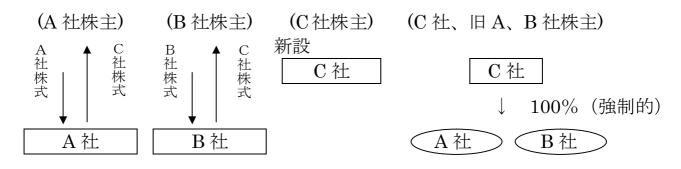
(2) 株式交換

株式交換契約を結び(両社の株主総会特別決議が必要)、A社の株式又は金銭等をB社株主に交付し、A社はB社株式のすべてを取得する。



(3)株式移転

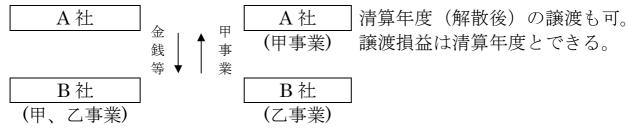
1 又は 2 以上の株式会社(A 社、B 社)がその発行済株式の全部を新たに設立する C 社に取得させる方法である。(原則として A \sim C 社の株主総会の特別決議が必要)



事業を買う方法は、被買収会社の法人株を引継がない方法である。

(4) 事業譲受

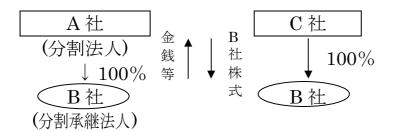
A 社が B 社の事業(財産)の一部又は全部を買収する(AM)。 (原則として A 社、B 社の株主総会の特別決議が必要)



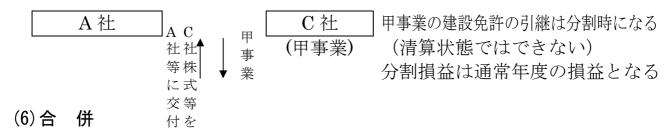
(B 社の免許、甲事業等一部を取得したい時は、不要な乙事業等を他に譲渡 し、B 社株式等を譲受ける方法もある)

(5) 会社分割

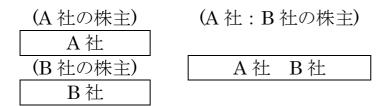
①C 社が分社型分割をした B 社の株式を購入する



②C社は吸収分割によりA社の甲事業を吸収し、C社株式は交付しない(DK)。 交付する(DW)。



2以上の会社(A 社、B 社)が契約により1つの会社になることをいう。B 社の資産、負債、全ての権利義務関係がA 社に移転される



3. 企業結合の会計

(1) パーチェス法

取得企業が、被取得企業の**支配を獲得**したという基本的に**第三者間取引**であると考える。そのため売買取引を想定して、被取得企業の識別可能資産・負債を**時価評価**したうえで、**のれんを認識**する。

パーチェス法3つの手順

- ① 取得企業の識別
- ② 取得原価の算定
- ③ 取得原価の配分
- ④ 正ののれんは、資産計上し、20年以内の期間にわたって規則的に償却する。一方、負ののれんは、発生した事業年度の特別利益として処理する。 (税務上は5年間の均等償却)
- ⑤ 企業結合

(2) 持分プーリング法

結合当事企業の資産負債をすべて帳簿価額で引継ぐ。現在、持分プーリング 法は禁止しており、パーチェス法に一本化されている。

(3) 会計的効果の違い

(4) 合併の場合の消費税の取扱い

消費税法上、合併による資産の移転は課税対象外取引とされているため、消費税は課税されない。

【簡単な設例】

A 社は B 社を合併する。

A 社は B 社株主に市場価格 3,000 円相当の株式を交付する。

A 社						
現	金	1,000	未払金	2,000		
商		2,000	借入金	2,000		
建	物	3,000	資本金	2,000		
		6,000		6,000		

		社	В		
	2,000	借入金	1,000	金	現
			1,000		商
土地の時価 2,000	1,000	資本金	1,000	地	土
	3,000		3,000		

4. 事業分離の会計

企業は企業活動を行うために、**有機的結合**として組織されている。**事業分離** とはそのような企業の事業の一部又は全部を他の企業に**移転**することをいう。 会社分割、事業譲渡、現物出資等の法的形式を取る。

(1) 事業分離と事業結合

売却時の会計処理

購入時の会計処理

事業分離、移転 分離(元)企業 (売却、交換等) 事業結合、取得 分離(先、受入、取得)企業 (取得、受入等)

(2) 事業結合の会計処理

持分の継続・非継続

一般的な購入時の会計を企業自体の観点をより広く、企業自体を取引の対象となる場合も含めて、総体としての株主にとっての投資が継続しているか否かの観点から判断する。

投資(持分)の継続・非継続

企業としての一般物購入、取得株主としての企業の購入、取得

投資の非継続・・・ 移転、パーチェス法

投資の継続 ・・・ 持分の結合、持分プーリング法

(3)事業分離の会計処理

持分の継続・非継続=投資の継続・清算

実現主義に準ずる考え方

投資の継続(これまでの投資がそのまま継続)

投資の清算(いったん投資を清算し、改めて時価による投資を行う)

投資の継続(移転損益を認識しない)

① 対価の種類 株式を対価として受取る(金銭等でなく)

② 重要な継続的関与が有の場合

(4) 会社分割の場合の消費税の取扱い

消費税法上、会社分割による資産の移転は課税対象外取引であるため、消費税は課税されない。

【簡単な設例】

A社						
諸資産	3,000	諸負債	0			
		資本金	2,000			
		利益剰余金	1,000			
	3,000		3,000			

(1)分社型新設分割(物的分割)

A社はB社を分社し、諸資産600を移転する

B 社株式 600 / 諸資産 600

B社

諸資産 600 / 資本金 600

(2) 分割型新設分割(人的分割=分社型新設分割+現物配当)

A社はB社を分割し、諸資産600を移転する

B 社株式 600 / 諸資産 600

B社の株式をA社株主に現物配当

資本金400B 社株式600利益剰余金200

B社

諸資産 600 資本金 400 利益剰余金 200

5. 企業組織再編の税務

(1)企業組織再編税制

企業組織再編税制により、合併や分割、現物出資、事後設立によって資産 を移転させた場合でも、「適格組織再編」とみなされれば、その資産の譲渡 益について課税が延期される。

(2) 適格組織再編

(1) 企業グループ内の組織再編

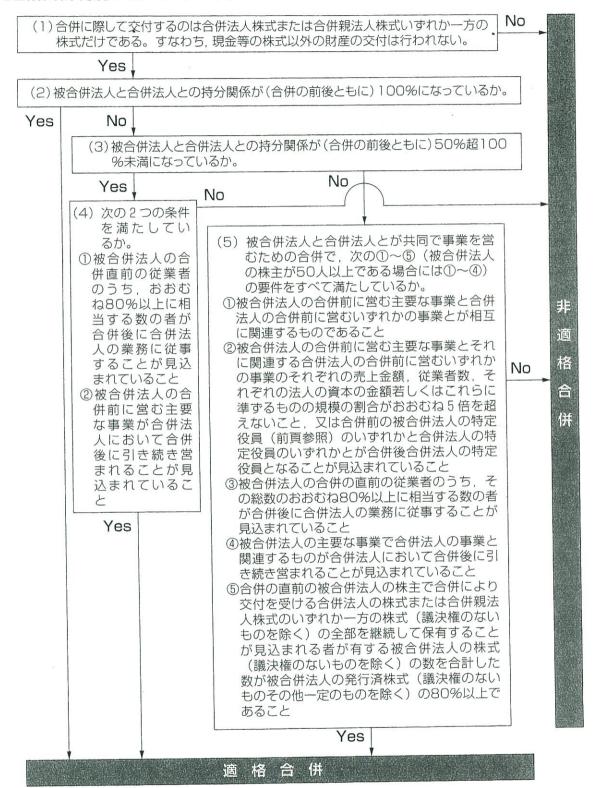
持株割合が50%超の関係にあり、かつ、組織再編後もこの関係が継続すると見込まれる法人間の組織再編をいう。

(2) 共同事業を行うための組織再編

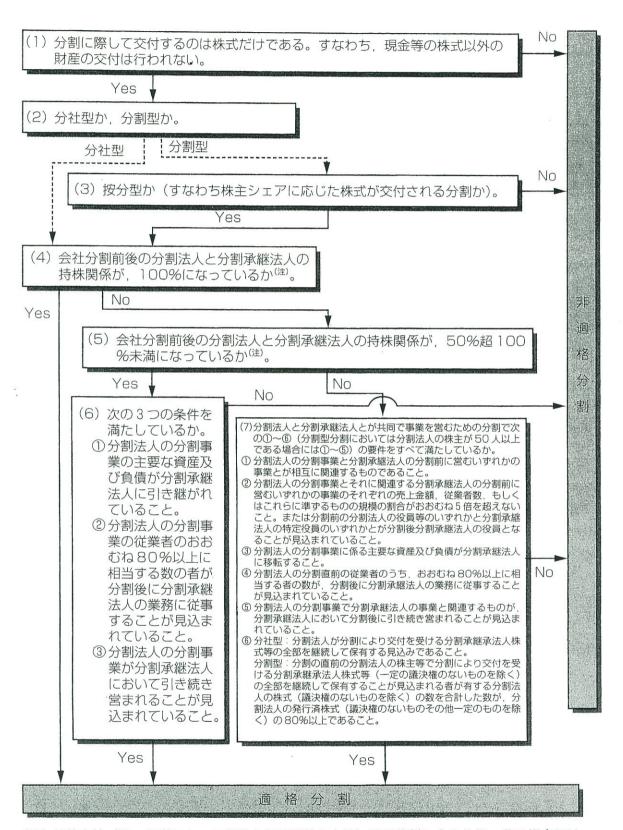
事業が相互に関連性があり、①分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業の規模が著しく異ならない(売上高等の比率がおおむね5倍以下)

又は、②双方の常務クラス以上の役員が事業を承継した法人の経営に参 画することの条件が必要である。

〈適格合併判別フローチャート〉



上記の持分関係には親子関係の他、合併当事会社が兄弟関係で、かつ、合併後に 株式の継続保有が見込まれるものが含まれます。



(注) 兄弟会社(同一の者によって支配される関係の会社)間の分割も含まれる。その場合には、 当該同一の者による支配株式の継続保有が見込まれることが条件となる。

企業結合に関する会計基準

(1) 設 定(平成 15 年 10 月 31 日 企業会計審議会) (改正平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

企業結合に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2)企業結合

ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する 事業とが1つの報告単位に統合されることとをいう。なお、複数の取引が1 つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

(3) 支配

ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その 企業又は事業の**財務**及び**経営方針**を**左右する能力**を有していることをいう。

(4) 共同支配

複数の独立した企業が契約等に基づき、ある企業を**共同で支配**することをいう。

(5)取得

ある企業が他の企業又は企業を構成する事業に対する**支配を獲得する**こと をいう。

(6)取得企業

ある企業又は企業を構成する事業を**取得する企業**をいい、当該**取得される 企業を被取得企業**という。

(7)共同支配企業

複数の独立した企業により共同で支配される企業をいい、共同支配企業の 形成とは、複数の独立した企業が契約等に基づき、当該共同支配企業を形 成する企業結合をいう。

(8) 共同支配投資企業

共同支配企業を共同で支配する企業をいう。

(9) 結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する 事業を受け入れて対価(現金等の財産や自主の株式)を支払う企業を結合 企業、当該他の企業を被結合企業という。また、企業結合によって統合さ れた1つの報告単位となる企業を結合後企業という。

(10)企業結合日

被取得企業若しくは取得した事業に対する**支配が取得企業に移転した日**、 又は結合当事企業の事業のすべて若しくは事実上すべてが**統合された日**を いい、**企業結合日の属する事業年度を企業結合年度**という。

(11)共通支配下の取引

結合当事企業(又は事業)のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう。親会社と子会社の合併及び子会社同士の合併は、共通支配下の取引に含まれる。

企業分離等に関する会計基準

(1)設 定(平成17年12月27日、改正平成20年12月26日 ASBJ) 企業分離等に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

(2)事業

企業活動を行うために**組織化**され、**有機的一体**として機能する**経営資源**をいう。

(3) 事業分離

ある企業を構成する事業を他の企業(新設される企業を含む。)に**移転する** ことをいう。

(4) 結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する 事業を受入れて対価(現金等の財産や自社の株式)を支払う企業を結合企 業、当該他の企業を被結合企業という。また、企業結合によって統合され た1つの報告単位となる企業を結合後企業という。

(5) 事業分離日

分離元企業の事業が分離先企業に**移転されるべき日**をいい、通常、事業分離を定める**契約書**等に記載され、会社分割の場合は**分割期日**、事業譲渡の場合は**譲渡期日**となる。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から) (同書を読んで検討して下さい)

問題 1 (248)

パーチェス法と持分プーリング法に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 吸収合併の会計処理において、パーチェス法を採用した場合と持分 プーリング法を採用した場合とでは、合併後の企業の利益剰余金にど のような違いが生じるのか説明しなさい。
- 問2 従来、企業結合の会計処理方法としては、国際的にも、パーチェス 法と持分プーリング法が認められてきたが、最近では、パーチェス法 に一元化する会計基準が制定されつつある。そこで、パーチェス法に 一元化すべきであるとする主張の論拠を述べなさい。

〈基本問題〉

- 1. 持分プーリング法について説明しなさい。
- 2. パーチェス法について説明しなさい。
- 3. フレッシュ・スタート法について説明しなさい。
- 4. 結合当事会社の資産及び負債の評価の観点から、持分プーリング法、 パーチェス法及びフレッシュ・スタート法の違いを説明しなさい。
- 1. パーチェス法 合併前の被合併会社の留保利益は、資本金又は資本剰余金に転化する。即ち、含み益は合併時に実現。
 - 持分プーリング法 一利益剰余金として引継がれる。
- 2. (1)取得企業が存在する。(2)F/S の比較可能性の点から。(3)のれんの計上が結合時に認識され、合併後の損益に影響しない。
- 3. (1)持分プーリング法 一 適切な帳簿価額での引継
 - (2)パーチェス法 ― 公正価値による引継
 - (3) フレッシュ・スタート法 一 すべての財産を企業結合時の時価に評価替え

問題 2 (253)

企業結合会計に関する次の各間に答えなさい。

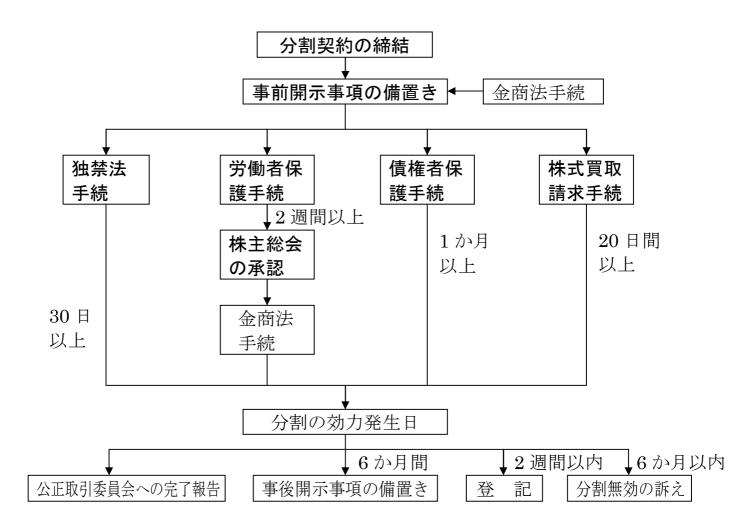
- 問1 有償取得のれんを貸借対照表に資産として計上すべきであるとする理由を述べなさい。
- 問2 市場価格のある取得企業等の株式が対価として交付される場合に は、取得の対価となる財の時価を(1)主要な交換条件が合意されて公表 された時点での株価とする考え方と(2)実際に被取得企業の支配を獲 得した日の株価とする考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べ なさい。
- 問3 取得が複数の取引により達成された場合(段階取得)における被取得企業の取得原価については、(1)支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって算定する考え方と(2)支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定する考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
- 問4 (1)負ののれんの発生原因を2つあげ、(2)負ののれんの会計処理方法である①資産価値修正法、②即時利益法及び③繰延利益法について説明しなさい。
- 1. 資産とは、将来の経済的便益をもたらす経済的資源である。 のれんは、引継財産を超過する額であるが、その本質は優れた経営能力や 技術による超過収益力の源泉であり、経済的資源であり、資産の定義に合 致する。しかし、収益力の事前評価とも言えるので 20 年以内の適切な期 間で償却する。
- 2. (1)公表時点(**従前**) 交換比率の合意公表時点が、取得時と考え、また公表後の株価変動の影響を受けない利点がある。
 - (2) 企業給日(MO QLE 変更) 一 合意公表は取引確定ではなく、その条件の変更の可能性もあり、合意に拘束される義務はない。
- 3. (1)個々の取引はその時点の交換取引であり、それぞれが経済的実態を適切に反映している。(**従前**)
 - (2) 支配の時点は特別な時点であり、単なる取得又は追加取得とは異なる。 即ち過去の所有状態と支配時の所有状態は別のものであり、改めて新 たな投資という観点が必要である。(H20 改正変更) 従前の原価との差額 は、当期の損益とする。
- 4. (1) 負ののれんの発生原因
 - ①引継財産を下回る価額での引継である。会計上の差異は、将来のマイナスの超過収益(潜在的損失)であり一種の引当金である。
 - ②情報不足や交渉過程での割安購入

Ⅱ 会社分割の流れ

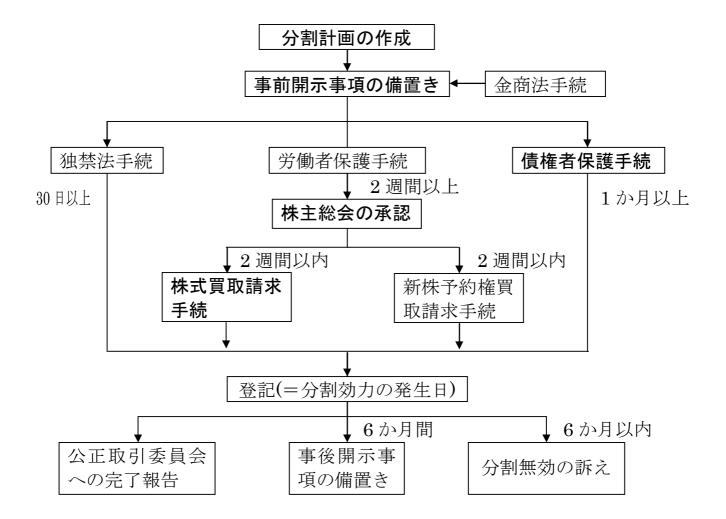
1. 吸収分割の手続

- 基本的事項の決定

- ・ 分割方法の決定
- ・ 事業に関する権利義務の一部を分割するか 全部を分割するか
- ・ 分割する財産の範囲
- ・ 交付資産を何とするか
- 分割日程
- ・ 従業員の引継ぎ
- ・ 営業権の評価
- ・ 商号・目的・本店等の変更
- ・ 許認可事項の営業 他



2. 新設分割



(反対株主)

株主総会に先立って該当行為に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対した株主、および当該株主総会において議決権を行使することができない株主であるとする(116条2項1号)。

(買取請求手続)

- ①当該行為が効力を生ずる日(効力発生日)の20日前までに、買取請求が 認められる株式の株主に対し、当該行為(会社分割)をする旨を通知また は告知をする(116条3項4項)。
- ②これを受けて、株式買取請求を行おうとする株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、その買取請求する株式の数を明らかにして買取請求を行う(116条5項)。
- ③株式買取請求を行った株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる(116条6項)。株式会社が当該行為を中止したときについては、株式買取請求は、その効力を失う(116条7項)。

(買取価格および買取手続)

- ④買取価格については、公正な価格と定められている(116条1項柱書)。 株主と会社との間で協議が調ったときは、会社は、効力発生日から60日 以内にその価格の支払いをしなければならない(117条1項)。
- ⑤効力発生日から 30 日以内に協議が調わないときは、株主または会社が、 その期間の満了の日後 30 日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立て をすることができる(117条2項)。

株式買取請求書

A株式会社

代表取締役 甲山 太郎 殿

平成 年6月13日付け「第○回定時株主総会招集通知 第○号議案 分割計画書承認の件」に関し、私は平成 年6月17日付けで反対の意思を書面により通知し、かつ同定時株主総会においてこの議案に反対しましたが、同株主総会で分割計画書承認の件は原案どおり可決承認されました。

つきましては、下記のとおり私が所有している貴社株式について、公正なる 価額で買取りを行っていただきたく、ここに書面をもって請求いたします。

記

貴社普通株式 〇,〇〇〇株

以上

平成 年6月30日

東京都〇〇区〇〇1丁目5番6号 株主 甲野 一郎 印

会社分割と従業員の分割

- 1. 会社分割によって必ず従業員が分割されるわけではない。従業員の移籍がまったくない会社分割もありえる。従業員は全員、出向すればいいからである。
- 2. 仮に 10 のホテル全部を一括して売却する場合、会社分割の手法を使えば、 売却するのはホテルという不動産ではなく、承継会社の株式となる。その 場合、まず消費税が非課税になる。
- 3. 会社分割の方法をとれば、会社は分割されても人は分割されない。それだけでもコスト削減に大きく貢献する。

Ⅲ 営業権(のれん)

1. 資産調整勘定と負債調整勘定

従来、事業譲渡における取扱いと基本的に同じと考えられていた**非適格組織** 再編における営業権の取扱いは、平成 18 年改正の事業結合と分離等の会計基 準とそれに応じた法人税法の改正により従来の営業権の取扱いとの違いを明 確にした。

それは企業会計基準における**パーチェス法**の考え方であり、税法上も次のような点が具体化された。

法人税法	会 計
資産調整勘定	のれん(営業権)
差額負債調整勘定	負ののれん
退職給与負債調整勘定	退職給付引当金
短期重要負債調整勘定	特定勘定

2. 営業権と負の営業権

税務上、非適格組織再編等により交付した対価の金額(新株、金銭等の合計金額)が移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額を超えるときは、その超える部分の金額について、資産調整勘定として取扱われる。逆の場合は差額負債調整勘定となる。(法法 62 の 8)

但し、非適格組織再編により交付した対価の金額のうち一部に**寄附金に該当** するものがある場合には、その部分については資産負債調整勘定として**取扱う** ことはできない。

3. 営業権の償却(調整勘定の取崩し)

税務上、資産調整勘定を認識した場合には、**5年間の均等償却**を行い、各事業年度の**損金の額に算入しなければならない**。(法法 **62** の **8④**、⑤)

差額負債調整勘定を認識した場合には、5年間の均等償却を行うことで各事業年度の益金の額に算入する必要がある。

4. 第2次組織再編における営業権の取崩しと引継ぎ

第2次組織再編が**非適格合併**に該当する場合には、資産調整勘定、差額負債 調整勘定を**全て取崩して、**損金又は益金の額に算入する必要がある。(法法 62 の 8④、⑦)

第2次組織再編が適格合併に該当する場合には、それらは引継がれる。

しかし、非適格分割等の**非適格組織再編**については取扱いが規定されていないため、**均等償却を継続**していくことになると考えられる。

5. 寄附金

非適格組織再編等による**対価の額**には、寄附金の額に相当する部分の金額は除かれる。

(1) 払出法人から受入法人に対する寄附

イ. 時価純資産	70
ロ. 事業譲渡の対価	80
ハ. あるべき事業譲渡の対価	100

受入法人	諸資産 資産調整勘定	70 30	現 金 受贈益	80 20
払出法人	現金寄附金	80 20	諸資産 譲渡益	70 30

(2) 受入法人から払出法人への寄附

	屯資産 譲渡の対価 べき事業譲渡の対価	70 120 100		
受入法人	諸資産 資産調整勘定 寄附金	70 30 20	現金	120
払出法人	現金	120	諸資産 譲渡益 受贈益	70 30 20

◎寄附金と資産等超過差額の区分

6. 資産等超過差額

(1)制度の概要

資産調整勘定の金額のうち、「資産等超過差額」に相当する部分の金額については、資産調整勘定として認められないため、将来の事業年度において 損金処理を行うことができない。

具体的な資産等超過差額の算定方法は以下の通りである。(法規 27 の 16)

- ①非適格分割の場合において、資産調整勘定の金額が分割により移転を受ける事業により見込まれる収益の額の状況その他の事情からみて実質的に当該分割に係る分割法人の欠損金額に相当する部分からなると認められる場合のその金額
- ②分割法人 A 社における処理(資産調整勘定の認識) これに対し、分割法人 A 社における受入仕訳は以下の通りである。

【会計上の仕訳】

諸資產 1,000 諸負債 100

資本準備金 900

※: 営業権に対する税効果は認識しない(適用指針72)。

【税務上の仕訳】

諸資産 1,000 諸負債 100 資産調整勘定 100 資本積立金 1,200

資産等超過差額 200

※:前提条件に記載の通り、営業権の金額 300 のうち、200 について資産等超過差額として取り扱われ、残りの 100 については資産調整勘定として取り扱われる。

このように、会計上は営業権が計上されていないが、税務上、資産調整勘定が設定されていることから、この部分について加算調整が必要になる。

I 営業権評価結果

営業権の評価結果等は次の通りである。

【1】評価結果

320,000 千円

(⊗頁参照)

尚、評価結果は税務上の資産調整勘定の営業権としての妥当性であり、採用した評価方式の評価額の範囲内にあれば妥当な資産調整勘定(営業権)の計上と考える。

【2】評価時点

平成24年9月30日

【3】評価方法

評価方法は、国税庁方式に準じた方式と収益力を基準にした超過利益還元価額 方式とを比較検討して行った。 (⑧頁参照)

Ⅱ 評価方法の検討

1. 評価方法の決定

営業権の評価に当っては、次の二つの方式による計算結果を検討して、評価の 安全性も考慮して両者の折中によることとした。(※頁参照)

- (1) 国税庁方式に準じた方式による評価(相続税財産評価基本通達)
- (2) 超過利益還元価額方式による評価 (一般的な営業評価方法)
- (3) (1)、(2) を折中した方式
- (1) 国税庁方式に準じて、会社の経営改善計画書から算出した平均利益を 過去の実績と比較して実現可能と思われる平均利益を決定して評価を 行った。

その結果の金額は290,000千円である。(⑧頁参照)

- (2) 収益力を基準にした超過利益還元価額方式は超過利益の継続年数を永久と見て長期基準年利率(法令解釈通達 課評 2-26 平成 22 年 7 月 1 付) により資本還元して算出した額である。 その結果は 350,000 千円となった。(※頁参照)
- (3) (1)、(2)を折中して、評価結果を320,000千円とした。

2. 評価方法の検討

営業権の評価を基本的に決める要素は、事業の収益力と同業他社を超える超過収益力であり、それらを根底においた買手と売手の取引関係である。

評価の条件には、予想的な要素が多く、取引の事情によって多様となり、評価要因のいずれに主眼を置くかによって評価方法は分かれる。

今回の評価は、会社分割における超過収益力の評価を目的としており、財産的要素とは分離して、収益力に主眼を置いて(3)超過利益還元価額方式を採用した。また、税務上採用されている(4)国税庁方式も検討する必要があると考えた。

- 財産状態を主とする方法
 - (1) 純財産価値評価方式・・・・・・・・今後の予想利益を資本還元した自己資本価額 C に負債総額 L を加えたものから資産合計 A を控除(即ち時価純資産を控除)して求める。

営業権評価価額 = C+L-A=C-(A-L)

- 収益力を主とする方法

 - (3) **超過利益還元価額方式・・・・・・**今後の予想利益から市場の正常利益を 差引いて、超過純益を算出し、これを 資本還元して求める。
 - (4) 国税庁方式 ・・・・・・・・・・・・国税庁の財産評価基本通達に定める方法。(前頁参照)

評価結果は、納税者の取引の困難性を 考慮して低目の評価額となる。

- 取引関係を主とする方法
 - (5) 得意先基準方式・・・・・・・・・・・個々の得意先を評価して、その合計額とする。
 - (6) 営業量基準方式・・・・・・・・・・・路線の距離 1km、油脂の販売量 1kl 等 を評価して全体を求める。

結局、(1)、(2)、(5)、(6) の方法については確立された評価方法はなく、合理性を見出せないと考え、(3) 及び(4) を採用した。

3. 営業権計上及び償却の可否の検討

評価対象会社の会社分割は、税制非適格の分割となり、分割後において、分割法人が分割承継法人株式のすべてを第3者に売却することが見込まれている。

税制非適格の会社分割における営業権とは、分割承継法人が対価として交付 した株式等の時価の総額と、分割法人が分割した財産の時価純資産価額との間 に生じる差額、即ち、取引として行われた営業権の売買的取引の結果と考えら れる。その差額の価値を検討し、それを評価した場合の価額である。

今回の分割に当っては分割承継法人の交付株式は「10,000 千円」であり、交付株式の時価の総額を「10,000 千円」として、分割法人の分割した財産の時価純資産価額との差額(即ち営業権の価額)の妥当性である。

会計上は、被合併法人から取得した識別可能資産及び負債の企業結合時の時価を基礎とした正味の評価額、(企業結合会計適用指針38、355~357)とされており、会社分割等の場合にも、分離先企業が第3者の所有となり、移転損益を認識する必要があるため、このような正味の評価額に含まれるべき「営業権(のれん)」を認識できると考えられる。(事業分離等に関する会計基準)

また、税務上は(法人税法施行令第8条第1項第7号、法人税法第62条の8 第1項)、分割承継法人から交付した株式の時価を、分割法人が分割した財産の 時価純資産価額との差額である「資産調整勘定」と整合させ得るか否かにより、 営業権としての計上と償却の可否が分かれると考えられる。

結局、交付株式と時価純資産価額との差額は資産調整勘定(営業権)となり、 その資産調整勘定(営業権)の会計上及び税務上の適正性は、営業権の評価額に 近似しているか否かである。仮に近似していない(調整不可の)部分があればそ れは「資産等超過差額」となり、税務上、償却は認められないことになる。

Ⅲ評価の計算過程

1. 国税庁方式に準じた方式による評価

営業権の評価額

290,000 千円

国税庁方式(相続税財産評価基本通達)に準じて、次の通り計算した。 尚、相続税法における財産評価は、営業権の取引市場もないこと、納税者の 換金性の困難等を考慮して固定の評価とされている。

(1) 仮平均利益 ……70,000 千円

財産評価基本通達においては評価の安全性を求め、直近期の利益を基準にして、特にその実現率を 0.5 としているが、評価に当っては 5 年間の平均利益と今後 10 年間の計画平均利益を比較し、計画平均利益を継続可能性のある利益と考えた。 (⑧頁参照)

(2) 実現可能平均利益 ····· 63,000 千円 (70,000 千円×0.9)

財産評価基本通達においては、平均利益について将来の実現率を 0.50 と極めて保守的に見ているが、評価に当っては、実現率を 0.90 とした。

(3) 企業者報酬の額 ・・・・・31,000 千円

財産評価基本通達に従い、次の通り計算した。

標準企業者報酬額

仮平均利益額(⊗頁参照)

70,000 千円 \times 0.3 + 10,000 千円 = 31,000 千円

【標準企業者報酬額表】

平均利益金額の区分	標準企業者報酬額の算式
1億円以下	平均利益×0.3+10,000 千円
1億円超 3億円以下	平均利益×0.2+20,000 千円

(4) 総資産価額 ……500,000 千円

平成24年5月1日の総資産額を調整した。

(⊗頁参照)

(5) 基準年利率 ···· 0.015

(⊗頁参照)

財産評価通達によれば、0.05 となるが、これは金利計算を行う部分であ り、現状の基準年利率である 0.015 を採用した。

(6) 超過利益 ……24,500 千円

上記 (2) - (3) - [(4) × (5)] = 24,500 千円

- (7) 営業権の持続年数 ・・・・・9.222 年 (②頁参照) 財産評価通達による計算に従った。
- (8) 営業権の評価額 ・・・・・226,000 千円

 $(6) \times (7) = 225,939 = 226,000$ 千円

2. 超過利益還元価額方式による評価

営業権の評価額

350,000 千円 (⊗頁参照)

評価にあたっては次の段階の計算を行った。

- (1) 超過利益の決定
- (2) 還元利子率の見込
- (3)利益の資本還元等

Ⅳ 事例

1. 合併の場合

- (1)被合併法人の青色欠損金の引継可
 - ①適格合併であり、且つ、特定資本関係がない。(共同事業)
 - ②適格合併であり、且つ、特定資本関係は合併事業年度開始日の前5年超に生じていた。(企業グループ内)
 - ③②で前5年以内であるが、みなし共同事業要件を満たしている。 (企業グループ内)
- (2) 特定資産の譲渡損失額の損金不算入

(3) 合併直後における様式の評価方法

- ①比準要素である配当金額、利益金額及び純資産価額すべてが合理的な数値である場合は類似業績比準方式の適用は可である。
- ②合併後の比準要素が合併前を著しく下回る場合は適用は不可である。

(質問例)

次のようなA社、B社を合併した場合の合併直後のAB社の評価方法は予想通りの数値になるとして類似業種比準方式としてよいでしょうか。

	合併	前の現況	合併後の予想
	A社	B社	合併 AB 社
評価区分	大会社方式	中会社・小方式	大会社方式
配当	有	有	有
利益金額	マイナス	プラス	マイナス
純資産	プラス	プラス	プラス

(4)評価例の変動

評価対象 1株当り評価

区分	会社規模	評価方法	(H22.3)		(H23.3)	(H24.3)	評価結果	
	大会社	①類似業種比準価額	(10	0)	()	60		
		②1株当り純資産価額	(1,00	0)	()	600		
相続税		計算式 ①、②のいづれか低い額	(10	0)	()	60	H24. 3	60
贈与税	中会社(大)	Lの割合 0.9 ①×0.9+②×0.1 ②が低いときは②	(19	0)	()	114		
によ	中会社(中)	Lの割合 0.75	, ===			,		H22.3 3	325
る評価		①×0.75+②×0.25 ②が低いときは②	(32	5)	(210)	195	H23.3 2	210
	中会社(小)	Lの割合 0.6 ①×0.6+②×0.4 ②が低いときは②	(46	0)	()	276		
	中会社 (2要素0)	①×0.25+②×0.75と②の低い方	(
	小会社	(①+②)/2か②の低い方	(55	0)	()	330		
	特例会社	配当還元方式	(1	0)	(10)	10		
法人税評価	全会社	小会社に同じ	(50	0)	(400)	350		

(5) 合名会社等の出資の評価

合名会社、合資会社又は有限会社についての出資の価額は、取引相場のない株式に関する評価方法を準用して評価することとしている(194)。

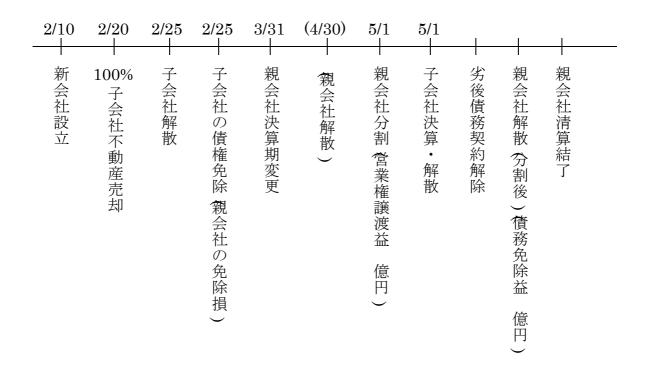
農業協同組合、漁業協同組合等の一般的な産業団体に対する出資の価額は、払込済出資金額によって評価することとしている (195)。

また、企業組合、漁業生産組合その他これに類似する事業を営む 組合等に対する出資の価額は、その組合等の実情によりその組合 等の課税時期における出資一口当たりの純資産価額によって評 価するものとされており、この場合における純資産価額は、取引 相場のない株式に関する純資産価額方式を準用して評価するこ ととしている(196)。

持分の定めのある社団たる医療法人の出資の価額については、従来、純資産価額方式を準用して評価することとされていたが、昭和59年1月1日以降の相続、遺贈又は贈与に係るものから、取引相場のない株式の評価方法に準じて評価することと改正されている(昭和59年7月18日付直評7通達194-2)。

2. 分割の場合

(1)分割(子会社貸倒損)の流れ



- ① 分割前解散不可の場合の親会社の法人税等~ M¥(免許の分割不可)
- ② 分割前日の解散の可否(免許の譲渡は可能)
- ③ 子会社不動産の譲渡時期の早期化(親会社の課税)
- ④ 当初営業権評価 M¥ → 現在 M¥の妥当性(疑問) 増加原因は10年間の利益計画 ① M¥/年 → ② M¥/年に増加 利益計画①は過去5年間等の実績等とも比較
- ⑤ 建物附属明細等の引継は可か
- ⑥ 新会社の資本金>分割時の増資が望ましい
- A. 税金が M¥と高くなる。
- B. 営業権が通らない可能性(高すぎる)がある。
- C. 追加出資者が営業権を高すぎる(負債が多い)と言う可能性。→ 不問
- D. 例えば、平均粗利率を低減 (11.634%→11.134%へ△0.5%) すると、営業権は約 百万円増評価となる。
- E. 親会社決算期の変更(6月→3月へ)